「地方公共団体における入札監視委員会等 第三者機関の運営ガイドライン」の策定について

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室

こ むろ みき ぉ 企画係長 小室 幹生



はじめに

前々号(平成15年12月号)に引き続き,本号では,「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」と「施工体制台帳活用マニュアル」について紹介する。

入札監視委員会については、「公共工事の入札 及び契約の適正化の促進を図るための措置に関す る指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下、「適 正化指針」という)により、各発注者に設置が求 められているものであり、公共工事の入札および 契約の透明性の確保のためにきわめて重要な役割 を担うことが期待されているものである。

地方公共団体における入札監視委員会等の第三 者機関(以下,「入札監視委員会等」という)の 設置状況は,昨年8月末現在で45都道府県,12指 定都市,55市区町村において設置済みとなってお り,市区町村では設置団体数の割合は約2%弱に 止まっている。

こうした現状に鑑み,今般,地方公共団体における第三者機関の活用実態調査を行うとともに, 調査結果をふまえたガイドラインを策定したものである。



入札監視委員会とは

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号,以下「入札契約適正化法」という。)第3条においては,透明性の確保,競争性の向上,適正な施工の確保,不正行為の排除の徹底を,入札・契約の適正化の基本として定めている。このうち,透明性の確保については,入札契約適正化法第4条から第8条の規定により,各発注者に入札契約情報の公表を義務付けるとともに,適正化指針により,中立公正の立場で客観的に入札および契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等から構成される入札監視委員会等に対し,競争参加資格の設定・確認,指名の経緯等について定期的に報告し,その内容の審査および意見の具申等を受けるものとしている。

入札監視委員会等において取り扱う事務は,① 入札および契約手続の運用状況等について報告を 受けること,②当該入札監視委員会等またはその 構成員が抽出し,または指定した公共工事に関 し,一般競争参加資格の設定の経緯,指名競争入 札に係る指名の経緯等について審議を行うこと, ③上記の事務に関し,報告の内容または審議した 公共工事の入札および契約の理由,指名の経緯等 に不適切な点または改善すべき点があると認めた 場合において,必要な範囲で,発注者に対して意 見の具申を行うこと,とされており,これが入札 監視委員会等に求められる基本的な役割となる。

また,入札監視委員会等は,入札契約の透明性確保のための第三者機関であることから,その運営についても,当然,透明性の確保が図られなければならない。そのため,適正化指針においても,入札監視委員会等の設置または運営要領について,各発注者において明確に定め公表するとともに,その活動状況について,審議の議事の概要その他必要な資料を公表することとされている。

なお,入札監視委員会等の設置については,発注者ごとを基本としているが,規模の小さい発注者においては,状況に応じて,規模の小さい市町村・特殊法人等における共同設置,監査委員(地方自治法第195条)の活用等,既存組織の活用等による適切な方策を講じることとされている。



ガイドラインの概要

本ガイドラインは,昨年8月に,総務省と共同で全地方公共団体を対象に実施した「地方公共団体における入札監視委員会等の第三者機関の活用実態調査」の結果を踏まえ,入札監視委員会等の設置までの準備作業段階,開催の状況,調査・審議の内容等についての運営に当たっての具体的針を示したものである。併せて,参考資料として,各地方公共団体における入札監視委員会等に期待する役割について,調査結果から把握された地方公共団体の現状を示すとともに,関連資料として,国土交通省における入札監視委員会設置・運営要領等,地方公共団体における入札監視委員会等の設置要綱等の具体的事例等を掲載している。

ガイドラインの概要は,以下のとおりである。 (なお,ガイドラインの本文については国土交通 省ホームページ http://www.mlit.go.jp/sogosei saku/const/kengyo/manual_s_m.htm で公表し ているので参照されたい。)

- (1) 入札監視委員会等の設置までの準備作業
- ① 設置・運営に関する規定等の制定

設置・運営に関する規定等については,予算・ 組織の措置が必要となること,入札監視委員会等 の設置・運営自体の透明性を確保しなければなら ないこと等を勘案の上,適切に定めることが必要 であり,既設団体の大半は内規・通達等による設 置となっているが,一部団体においては条例・規 則による設置となっている。

② 予算の確保

入札監視委員会等の運営に係る費用としては, 委員の委嘱に要する謝金・旅費,資料等の調製に 要する印刷製本費,会場設営に要する会場借上費 等が計上され,これら費用については,各団体の 設定単価・開催回数等により大きく変動するもの と考えられるが,既設市区町村でみると40万円未 満までで9割となっている。

③ 委員の選任

入札監視委員会等の委員の選任に当たっては, さまざまな分野の学識経験者をバランスよく選任 すること,選任過程がより透明な手続となること が望ましい。なお,公正中立の立場である者を選 任するため,建設会社の顧問等特定の建設会社等 と密接な関係のある者を選任することは好ましく なく,また,当該発注者の地域内に適当な人材が 確保できない場合は,近隣地域から委員を選任す ることも検討すべきである。

既設団体における委員構成を見ると、法律・経済の専門家である弁護士・大学教授等や公共工事に係る技術分野の専門家である大学教授等を選任している団体が多く、また、発注者における公共工事のコスト意識の高まりから民間企業経営者等を選任する団体も相当程度見られる。一方、市区町村においては、近隣に大学がない場合も多く、監査委員、公認会計士、税理士と並んで地域住民の代表、警察等・監査委員等のOBを選任している団体も少なくない。

また委員の数については,多様な意見の聴取が 期待できるため,可能であればより多数であるこ とが望ましく,実態的には5名が一つの目安とな っているが,発注規模・件数の小さい団体においては,5名未満であってもその運営は十分に成立しているものと推察される。

(2) 開催の状況

① 開催頻度

開催頻度については,費用,事務量等を勘案しつつ,適切に開催することが望ましい。また,発注件数の少ない団体においては当然に委員会開催回数は少なくなるものと考えられるが,規模の大きい発注があった場合には随時審議を行うこととすることが望ましい。

既設団体においては,相当程度発注件数がある 団体においては年2~4回(四半期ごと),年間 発注件数が相対的に少ない団体においては,年1 回の程度の開催が標準的になっている。

② 審議件数

費用,事務量等を勘案しつつ,可能な限り多数の案件を審議に付すことが望ましいが,特に,審議案件の抽出方法については,

- ・入札・契約方式別(一般競争入札・指名競争入 札・随意契約等)に複数抽出して審議の対象と すること
- ・あらかじめ入札監視委員会等が抽出方法を定めるとともに,入札監視委員会等が抽出を行うこととし,発注者が審議対象案件を指定しないこと
- ・抽出の対象となりうる案件については,特に明確な理由がない限りすべての発注案件を対象と すべきであり,一律の基準による限定はしない こと

が適切である。

(3) 調査・審議の内容等

① 調査・審議の対象項目

入札監視委員会等においては,可能な限り幅広い観点から審議がなされることが望ましいが,少なくとも,適正化指針に掲げられた一般競争参加資格の設定方法,指名競争入札に係る指名の経緯のほか,一般競争入札において競争参加資格を認められなかった者がある場合の参加資格を認めな

かった理由,公募型指名競争入札において指名されなかった者がある場合の指名しなかった理由, 随意契約における見積依頼の相手方の決定経緯, 随意契約を行った理由,低入札価格調査を行った場合の調査の経緯等については審議対象とすることが適当である。

また,適正化指針においては,審議に際して, 入札監視委員会等に対し,入札および契約手続の 運用状況についての報告が求められているところ であり,具体的には,入札・契約方式別の発注案 件の一覧,指名停止措置等の運用状況の一覧,談 合情報等の対応状況の資料により報告することが 望ましい。

なお,談合情報への対応については,当該機関が警察や公正取引委員会等とは異なり刑法談合罪や独占禁止法違反事案に係る調査を行う専門組織ではなく,かつ強制捜査権も持たないため,その調査に限界があること,違法行為の認定を行う権限を持たない機関であることに留意した上で適切に運営する必要がある。

② 具申された意見の概要および意見への対応

入札監視委員会等からの意見具申は,当然自由 に行われるものであることは言うまでもない。発 注者は,審議に際しての質疑に真摯に回答するこ とは当然の責務であり,具申された意見に対して は,可能な限り,速やかにかつ誠実に対応すべき である。



地方公共団体における入札監視委員会等の 第三者機関の活用実態調査の結果の概要

最後に、本ガイドラインの策定に先立って行った実態調査の結果の概要を示す。

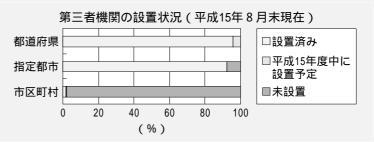
本調査は,総務省と国土交通省が共同で,昨年8月末時点における入札監視委員会等の設置状況,運営に係る規定・実態,未設置団体における未設置理由等について,47都道府県,13政令指定都市,3,196市区町村を対象として行ったものである。

以下に,結果の概要を示す。

(1) 第三者機関の設置について

① 設置の有無について

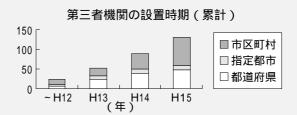
© 101						
	設置済み	平成15年 度中に設 置予定	未設置			
都道	45	2	0			
府県	95 .7%	4 3%	0 .0%			
指定	12	0	1			
都市	92 3%	0 .0%	7.7%			
市区	55	17	3 ,124			
町村	1 .7%	0.5%	97.8%			
計	112	19	3 ,125			
āT	3 4%	0.6%	96 .0%			



横浜市等監査委員を活用して入札・契約手続の監視を行っている団体は未設置に計上。

② 設置時期について

~ H12	H13	H14	H15
6	18	14	9
12 8%	38 3%	29 8%	19 .1%
4	4	3	1
33 3%	33 3%	25 .0%	8 4%
14	5	22	31
19 4%	6.9%	30 .6%	43 .1%
24	27	39	41
18 3%	20 .6%	29 8%	31 3%
	6 12 8% 4 33 3% 14 19 4% 24	6 18 12 8% 38 3% 4 4 33 3% 33 3% 14 5 19 4% 6 9% 24 27	6 18 14 12 8% 38 3% 29 8% 4 4 3 33 3% 33 3% 25 0% 14 5 22 19 4% 6 9% 30 6% 24 27 39



設置済みまたは平成15年度中に設置予定団体のみ集計。

都道府県 47団体 指定都市 12団体 市区町村 72団体

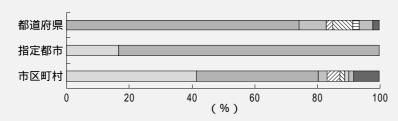
(2) 第三者機関の運営に関する事項

① 委員数について

	5 名未満	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名以上	委員の数に 規定なし
都道	0	35	4	1	3	1	0	2	1
府県	%۵.0	74 5%	8 5%	2 .1%	6 4%	2 .1%	0 .0%	4 3%	2 .1%
指定	2	10	0	0	0	0	0	0	0
都市	16 .7%	83 3%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0.0%	0 .0%
市区	30	28	2	3	1	0	1	1	6
町村	41 .6%	38 9%	2.8%	4 2%	1 4%	0 .0%	1 4%	1 4%	8 3%
計	32	73	6	4	4	1	1	3	7
āl	24 .4%	55 .6%	4 .6%	3 .1%	3 .1%	0 8%	0 8%	2 3%	5 3%

設置済みまたは平成15年度中に設置予定団体のみ集計。

第三者機関の委員数

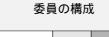


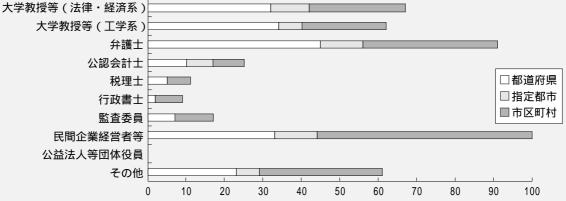


② 委員の構成について(複数選択可)

9										
	大学教授等 (法 律・経 済系)		弁護士	公認 会計士	税理士	行政書士	監査委員	民間企業 経営者等	公益法人 等団体役 員	その他
都道 府県	32	34	45	10	5	2	7	33	0	23
府県	68 .1%	72 3%	95 .7%	21 3%	10 .6%	4 3%	14 9%	70 2%	0 .0%	48 9%
指定	10	6	11	7	0	0	0	11	0	6
都市	83 3%	50 .0%	91 .7%	58 3%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	91 .7%	0 .0%	50 .0%
市区	25	22	35	8	6	7	10	56	0	32
町村	34 .7%	30 .6%	48 .6%	11 .1%	8 3%	9 .7%	13 .9%	77 8%	0 .0%	44 4%
計	67	62	91	25	11	9	17	100	0	61
āl	51 .1%	47 3%	69 5%	19 .1%	8 4%	6.9%	13 .0%	76 3%	0 0%	46 .6%

各欄の率については,それぞれの職業等の方を委員として選任している団体数を第三者機関を設置(予定を含む) している団体数で除して算出。





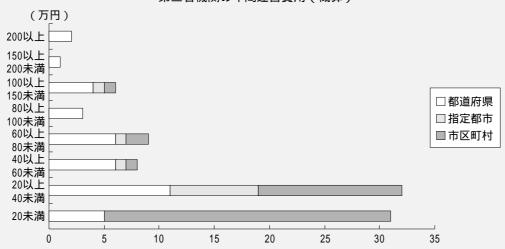
③ 年間運営費用(概算)について

	20万円 未満	20万円以 上40万円 未満	40万円以 上60万円 未満	60万円以 上80万円 未満	80万円以 上100万 円未満	100万円 以上150 万円未満	150万円 以上200 万円未満	200万円 以上
都道	5	11	6	6	3	4	1	2
府県	13 2%	28 .9%	15 .8%	15 8%	7 9%	10 5%	2 .6%	5 3%
指定	0	8	1	1	0	1	0	0
都市	0.0%	72 .7%	9 .1%	9 .1%	0 .0%	9 .1%	0 .0%	0 .0%
市区	26	13	1	2	0	1	0	0
町村	60 5%	30 2%	2 3%	4.7%	0 .0%	2 3%	0 .0%	0 .0%
計	31	32	8	9	3	6	1	2
āT	33 .7%	34 .8%	8 .7%	9 8%	3 2%	6.5%	1 .1%	2 2%

平成14年度までに第三者機関を設置している団体のみ集計。

都道府県 38団体 指定都市 11団体 市区町村 41団体

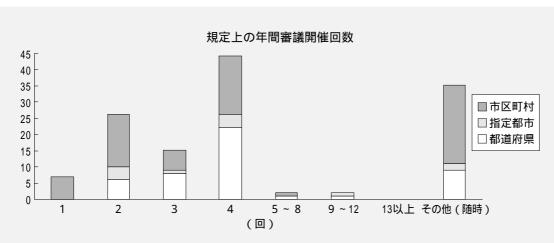
第三者機関の年間運営費用(概算)



④ 審議の年間開催回数(規定上)について

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	1 🗇	2回	3回	4回	5~8回	9~12回	13回以上	その他 (随時)
都道	0	6	8	22	1	1	0	9
府県	0.0%	12 8%	17 .0%	46 8%	2 .1%	2 .1%	0 .0%	19 2%
指定	0	4	1	4	0	1	0	2
都市	0.0%	33 3%	8 4%	33 3%	0 .0%	8 4%	0 .0%	16 .6%
市区	7	16	6	18	1	0	0	24
町村	9.7%	22 2%	8 3%	25 .0%	1 4%	0.0%	0.0%	33 4%
計	7	26	15	44	2	2	0	35
ĒΙ	5 3%	19 .9%	11 5%	33 .6%	1.5%	1.5%	0 .0%	26 .7%

設置済みまたは平成15年度中に設置予定団体のみ集計。



(3) 第三者機関の活用に関する事項

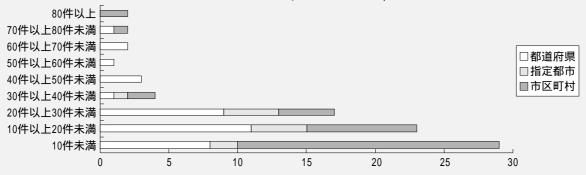
① 審議対象案件数(平成14年度実績)について

	10件未満	10件以上 20件未満	20件以上 30件未満	30件以上 40件未満	40件以上 50件未満	50件以上 60件未満	60件以上 70件未満	70件以上 80件未満	80件以上
都道	8	11	9	1	3	1	2	1	0
府県	22 2%	30 .6%	25 .0%	2 8%	8 3%	2.8%	5 5%	2 8%	0 .0%
指定	2	4	4	1	0	0	0	0	0
都市	18 .1%	36 .4%	36 4%	9 .1%	0.0%	0 .0%	0 .0%	%۵ 0	0 .0%
市区	19	8	4	2	0	0	0	1	2
町村	52 .7%	22 2%	11 .1%	5 .6%	0.0%	0 .0%	0.0%	2 8%	5 .6%
計	29	23	17	4	3	1	2	2	2
ãl	35 .0%	27 .7%	20 5%	4 8%	3 .6%	1 2%	2.4%	2.4%	2 4%

平成14年度までに第三者機関を設置している団体のうち,審議未開催団体を除き集計。

都道府県 36団体 指定都市 11団体 市区町村 36団体

審議対象案件数 (平成14年度実績)

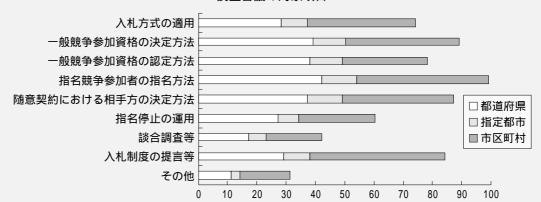


② 調査審議の対象項目について(複数回答あり)

	入札方式 の適用	一札 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一札 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	指名競争 おした は は いた は お れ の お 者 名 法 者 名 法 者 ろ え え え え え え え え え え え え え え え え え え	随意契約 に見積相手定 のの法	指名停止の運用	等	入札制度 の提言等	その他
都道	28	39	38	42	37	27	17	29	11
府県	59 .6%	83 .0%	80 .9%	89 .4%	78 .7%	57 <i>4</i> %	36 2%	61 .7%	23 4%
指定都市	9	11	11	12	12	7	6	9	3
	75 .0%	91 .7%	91 .7%	100 .0%	100 .0%	58 3%	50 .0%	75 .0%	25 .0%
市区	37	39	29	45	38	26	19	46	17
町村	51 4%	54 2%	40 3%	62 5%	52 .8%	36 .1%	26 4%	63 9%	23 .6%
計	74	89	78	99	87	60	42	84	31
ĀΙ	56 5%	67.9%	59 5%	75 .6%	66 4%	45 8%	32 .1%	64 .1%	23 .7%

各欄の率については,それぞれの項目を回答した団体数を,第三者機関を設置(予定を含む)している
 団体数で除して算出。

調査審議の対象項目



(4) 第三者機関の未設置理由の概要(市区町村)

有効回答数:2,957 有効回答率:94.7%(未設置団体数(3,124団体)に対する率)

	検討中ま たは今合 検討(検討 を含む)	設置困難	不要	未検討等
市区	1 ,645	391	793	128
町村	55 .7%	13 2%	26 .8%	4 3%

有効回答数のみ集計

合併後に検討する旨の回答:251 平成16年度設置に向けて検討中:40

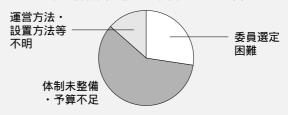
設置困難の理由

委員選定困難	107	27 .4%
体制未整備・予算不足	231	59 .1%
運営方法・設置方法等不明	53	13 5%

設置が困難である旨の回答のみ集計



第三者機関の設置が困難とした理由



不要と考える理由

適正に行っているため	263	33 2%
発注規模・件数が小さいため	320	40 3%
既存組織(監査委員を含む)で対応なため	167	21 .1%
義務付けでないため	43	5 4%

設置が不要である旨の回答のみ集計

第三者機関を不要と考える理由

